「東日本大震災復興推進事業費補助金
東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものを除く。）
沖縄振興自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）
沖縄北部活性化特別振興事業費補助金
沖縄特別振興対策事業費補助金
特殊病害虫特別防除費補助金
沖縄糖業振興対策費補助金
」
に改め、
「障害防止対策事業費補助金
東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものを除く。）
東日本大震災復興推進事業費補助金
森林整備・保全地方公共団体事業費補助金
共同利用漁船等復旧支援対策事業費補助金
水産物加工・流通等対策事業費補助金
水産業共同利用小型漁船建造費補助金
共同利用施設復旧事業費補助金
水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
養殖施設災害復旧事業費補助金
漁場等復旧支援対策事業費補助金
農業・食品産業強化対策整備交付金
被災農家経営再開支援交付金
農業・食品産業強化対策事業費補助金
水産業振興整備費補助金
水産業共同利用施設復旧整備事業費補助金
除塩事業費補助金
」
を削り、「障害防止対策事業費補助金」を
「農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものを除く。）
東日本大震災復興推進事業費補助金
東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものを除く。）
沖縄振興自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものに限る。）
沖縄北部活性化特別振興事業費補助金
沖縄特別振興対策事業費補助金
特殊病害虫特別防除費補助金
沖縄糖業振興対策費補助金
」
に改め、
別表の二の項補助金等の名称の欄中「地域自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）
地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの及び港整備交付金に限る。）」を
「地域再生基盤強化交付金（道整備交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、汚水処理施設整備交付金
地域自主戦略交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備事業、水産基盤整備
沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備
のうち水産庁の所掌に係るもの及び港整備交付金に限る。）
及び海岸保全施設整備事業に係るものに限る。）
」
に改め、「東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの、漁業集落防災機能強化事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものを除く。）
沖縄振興自主戦略交付金（農業農村基盤整備に係るものを除く。）」を
「水産基盤整備事業費補助
東日本大震災復興交付金（農山漁村地域復興基盤総合整備事業のうち森林整備事業及び漁港環境整備事業に係るもの並びに漁港施設機能強化事業に係るものに限る。）」
に改める。

別表の三の項補助金等の名称の欄中「成果重視事業バイオ燃料技術実証事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十四年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、平成二十三年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○環境省令第十八号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第十八条の規定に基づき、公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十九日　　環境大臣　細野　豪志

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令の一部を改正する省令

公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和四十九年総理府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

様式第六号を次のように改める。